三十　京都市条例第十六条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、京都市条例第十七条の公告及び縦覧並びに京都市条例第十八条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

三十一　高槻市条例第十四条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、高槻市条例第十五条の公告及び縦覧並びに高槻市条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

三十二　枚方市条例第十条第二項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、枚方市条例第十二条の告示及び縦覧並びに枚方市条例第十三条第一項の規定による周知の手続を経たもの

三十三　神戸市条例第十四条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、神戸市条例第十五条第二項の公告及び縦覧並びに神戸市条例第十六条第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの

三十四　広島市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、広島市条例第十四条の公告及び縦覧並びに広島市条例第十五条第一項又は第五項後段の規定による周知の手続を経たもの

三十五　大月町条例第十三条の規定により作成された環境影響評価書案であって、大月町条例第十五条の公告及び縦覧並びに大月町条例第十六条の規定による周知の手続を経たもの

三十六　福岡市条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、福岡市条例第十五条の公告及び縦覧並びに福岡市条例第十六条第一項又は第六項後段の規定による周知の手続を経たもの

	五法第五十三条第一項第五号に掲げる書類
一　北海道条例第十九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経た北海道条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類	
二　岩手県条例第十九条の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送付を経た岩手県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	
三　宮城県条例第十八条の規定による宮城県知事及び第一種事業関係市町村長への送付を経た宮城県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類	
四　秋田県条例第十八条の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経た秋田県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	
五　福島県条例第十九条の規定による福島県知事及び関係市町村長への送付を経た福島県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	
六　茨城県条例第十八条の規定による茨城県知事及び関係市町村長への送付を経た茨城県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	
七　埼玉県条例第十五条第三項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た埼玉県条例第十四条第一項の意見書の写し	
八　神奈川県条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た意見書の写し	
九　富山県条例第十八条の規定による富山県知事及び関係市町村長への送付を経た富山県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類	
十　福井県条例第二十条の規定による福井県知事及び関係市町村長への提出を経た福井県条例第十九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	
十一　山梨県条例第二十条の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経た山梨県条例第十九条第一項の意見の概要を記載した書類	
十二　長野県条例第十九条の規定による長野県知事及び関係市町村長への送付を経た長野県条例第十八条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	

十三　岐阜県条例第十六条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た報告書

十四　静岡県条例第二十二条第一項の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付を経た静岡県条例第二十一条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十五　三重県条例第十八条第一項の規定による三重県知事及び関係市町長への送付を経た三重県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十六　滋賀県条例第十六条第二項の規定による滋賀県知事及び関係市町長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十七　兵庫県条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

十八　岡山県条例第十六条第三項の規定による岡山県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十九　広島県条例第十八条の規定による広島県知事及び関係市町長への送付を経た広島県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類

二十　香川県条例第十八条の規定による香川県知事及び関係市町長への送付を経た香川県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類

二十一　長崎県条例第十九条の規定による長崎県知事及び関係市町村長への送付を経た長崎県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

二十二　大分県条例第十八条の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経た大分県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

二十三　鹿児島県条例第十九条の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経た鹿児島県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類

二十四　仙台市条例第十六条第二項の規定による仙台市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

二十五　さいたま市条例第十八条第三項の規定によるさいたま市長への送付を経たさいたま市条例第十七条第一項の意見書の写し

二十六　川崎市条例第二十一条第二項の規定による指定開発行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

二十七　新潟市条例第十九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

二十八　名古屋市条例第十九条第二項において準用する第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た名古屋市条例第十九条第一項の意見の写し

二十九　京都市条例第十九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十　高槻市条例第十八条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十一　枚方市条例第十四条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十二　神戸市条例第十七条第二項において準用する第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た神戸市条例第十七条第一項の意見の写し

三十三　広島市条例第十六条第二項の規定による広島市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は同条第三項に規定する意見書が提出されなかった旨を記載した書面